

答 申

第 1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った以下の決定は妥当であるが、平成 29 年 10 月 23 日付け和相セ子 1 第 08280001 号の保有個人情報部分開示決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

- ・ 平成 29 年 10 月 20 日付け和相セ女第 08280001 号 保有個人情報部分開示決定
- ・ 平成 29 年 10 月 20 日付け和相セ女第 08280002 号 保有個人情報非開示決定
- ・ 平成 29 年 10 月 23 日付け和相セ子 1 第 08280001 号 保有個人情報非開示決定
- ・ 平成 29 年 10 月 23 日付け和相セ子 1 第 08280002 号 保有個人情報部分開示決定
- ・ 平成 29 年 10 月 23 日付け和相セ子 1 第 08280002 号 保有個人情報非開示決定

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、平成 29 年 8 月 23 日付けで、次に掲げる保有個人情報開示請求を行った。

- (1) 審査請求人自身として「2011 年 6 月頃以降に子ども・女性・障害者相談センター及び子ども未来課が保有する公文書にある私（審査請求人）の情報全て」とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求 A」という。）
- (2) 審査請求人の子の法定代理人として「2011 年 6 月頃以降に子ども・女性・障害者相談センター及び子ども未来課が保有する公文書にある私（審査請求人の子）の情報全て 母（審査請求人）のものと重複した分は除く。」とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求 B」という。）

2 開示決定

実施機関は、本件開示請求 A 及び本件開示請求 B について、審査請求人に対して、次に掲げる決定を行った。ただし、後述する開示決定等の期限を延長したものを除く。

- (1) 子ども未来課が担当課である、平成 29 年 9 月 6 日付け子第 08230004 号で行った本件開示請求 A に係る保有個人情報開示決定及び同日付け子第 08230005 号で行った本件開示請求 B に係る保有個人情報非開示決定
- (2) 子ども・女性・障害者相談センターの総務企画課が担当課である、平成 29 年 9 月 7 日付け和相セ総第 08280002 号で行った本件開示請求 A に係る保有個人情報開示決定

及び保有個人情報部分開示決定並びに同日付け和相セ総第 08280003 号で行った本件開示請求Bに係る保有個人情報非開示決定

- (3) 子ども・女性・障害者相談センターの家庭支援課が担当課である、平成 29 年 9 月 7 日付け和相セ家第 08280001 号で行った本件開示請求Aに係る保有個人情報部分開示決定及び同日付け和相セ家第 08280002 号で行った本件開示請求Bに係る保有個人情報非開示決定
- (4) 子ども・女性・障害者相談センターの一時保護課が担当課である、平成 29 年 9 月 7 日付け和相セ一第 08280001 号で行った本件開示請求Aに係る保有個人情報開示決定並びに同日付け和相セ一第 08280002 号で行った本件開示請求Bに係る保有個人情報開示決定及び保有個人情報部分開示決定
- (5) 子ども・女性・障害者相談センターの障害者支援課が担当課である、平成 29 年 9 月 7 日付け和相セ障第 08280001 号で行った本件開示請求Aに係る保有個人情報開示決定及び同日付け和相セ障第 08280002 号で行った本件開示請求Bに係る保有個人情報非開示決定

3 開示決定等の期限延長

実施機関は、本件開示請求A及び本件開示請求Bの一部について、条例第 22 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人に対して、平成 29 年 9 月 7 日付けで開示決定等の期限を延長する旨の通知を行った。

4 開示決定（期限延長分）

実施機関は、本件開示請求A及びBの内、開示決定等の期限を延長したものについて、審査請求人に対して、次に掲げる決定を行った。

- (1) 子ども・女性・障害者相談センターの女性相談課が担当課である、平成 29 年 10 月 20 日付け和相セ女第 08280001 号で行った本件開示請求Aに係る保有個人情報開示決定及び保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分①」という。）並びに同日付け和相セ女第 08280002 号で行った本件開示請求Bに係る保有個人情報非開示決定（以下「本件処分②」という。）
- (2) 子ども・女性・障害者相談センターの子ども相談第一課が担当課である、平成 29 年 10 月 23 日付け和相セ子 1 第 08280001 号で行った本件開示請求Aに係る保有個人情報開示決定、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分③」という。）及び保有個人情報非開示決定（以下「本件処分④」という。）並びに同日付け和相セ子 1 第 08280002 号で行った本件開示請求Bに係る保有個人情報開示決定、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分⑤」という。）及び保有個人情報非開示決定（以下「本件処分⑥」という。）

5 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 1 月 21 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

第 2 条の規定により、本件処分①から⑥までを不服とし、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分①から⑥までのうち、非開示とした部分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び審議会における意見陳述において主張する内容を要約すると、概ね次のとおりである。

なお、審査請求人は反論書の提出を行わなかった。

- (1) 実施機関の担当者が、審査請求人の子を一時保護するに当たり、その理由がなかったため、虐待に当てはめたと公言している。このことから、実施機関は、本来、一時保護を要しない審査請求人の子を連れ去り、虚偽の報告を行っている。
- (2) 実施機関の担当者から、審査請求人の子を一時保護するための理由をでっちあげた経緯が記載されている保有個人情報を開示請求するよう指導され、また、開示の際には非開示部分がないようにするとの約束をしていた。
- (3) 審査請求人の子の一時保護に関して、裁判を提起するため、非開示部分の開示を願う。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が各部分開示決定通知書、各非開示決定通知書、弁明書、審議会における意見陳述及び意見書において主張する内容を要約すると、概ね次のとおりである。

1 本件処分①について

(1) 対象となる保有個人情報

本件処分①は、女性相談業務を行っている子ども・女性・障害者相談センターの女性相談課が担当課として、本件開示請求Aに対して行った保有個人情報部分開示決定であり、対象となる保有個人情報は、審査請求人の女性相談に関するケース記録等であると特定した。

(2) 部分開示決定

本件処分①において、次に掲げる情報が記録された部分を非開示とした。

ア 条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）に該当する、児童虐待の防止等に関する法律

(平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。)の規定において秘密保持義務が課せられている部分

イ 条例第 18 条第 2 号(請求者以外の個人に関する情報)に該当する、審査請求人以外の個人を特定させる情報が記録されている部分

ウ 条例第 18 条第 5 号(審議検討等情報)に該当する、審議、検討又は協議に関する情報が記録されている部分

エ 条例第 18 条第 6 号(事務事業情報)に該当する、女性相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報が記録されている部分

2 本件処分②について

(1) 対象となる保有個人情報

本件処分②は、女性相談業務を行っている子ども・女性・障害者相談センターの女性相談課が担当課として、本件開示請求Bに対して行った保有個人情報非開示決定であり、下記(2)の結果として、審査請求人の子の保有個人情報は存在しないものである。

(2) 非開示(不存在)決定

審査請求人は、二度、実施機関の女性相談所へ入所しているが、一度目の相談及び女性相談所への入所当時、審査請求人は妊娠中であり、審査請求人の子は生まれていないため子の記録は存在しない。二度目の相談又は入所時は、子の出産後であり、子を同伴しての入所であったが、女性相談所では子の行動等は「同伴児」として、母である審査請求人の記録票に記録することが通例で、今回、子の行動を記録している部分が多少あるものの、当該部分は母である審査請求人の情報でもあるため、審査請求人自身の保有個人情報に対する本件処分①において開示している。加えて、本件開示請求Bにおいて、「母のものと重複した分は除く。」と請求書に記載されているため、本件処分①で開示した情報を除くと、審査請求人の子の情報は存在しないということになる。

3 本件処分③について

(1) 対象となる保有個人情報

本件処分③は、児童相談業務を行っている子ども・女性・障害者相談センターの子ども相談第一課が担当課として、本件開示請求Aに対して行った保有個人情報部分開示決定であり、対象となる保有個人情報は、審査請求人に係る児童記録及びその添付書類であると特定した。

(2) 部分開示決定

本件処分③において、次に掲げる情報が記録された部分を非開示とした。

ア 条例第 18 条第 1 号(法令秘情報)に該当する、児童虐待防止法第 7 条における通告者を特定させる情報が記録されている部分

イ 条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）に該当する、審査請求人以外の個人を特定させる情報が記録されている部分

ウ 条例第 18 条第 4 号（公共安全等情報）に該当する、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当の理由がある情報が記録されている部分

エ 条例第 18 条第 5 号（審議検討等情報）に該当する、審議、検討又は協議に関する情報が記録されている部分

オ 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当する、児童相談業務及び不正行為等通報業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている部分

備考として、本件における不正行為等通報業務に関する情報は、担当課である子ども・女性・障害者相談センターの子ども相談第一課が保有している個人情報に記録されているものであるが、不正行為等通報業務は監察査察課が所管している業務である。

カ 条例第 18 条第 7 号（評価等情報）に該当する、個人の評価等に関する情報が記録されている部分

4 本件処分④について

(1) 対象となる保有個人情報

本件処分④は、児童相談業務を行っている子ども・女性・障害者相談センターの子ども相談第一課が担当課として、本件開示請求Aに対して行った保有個人情報非開示決定であり、対象となる保有個人情報は、審査請求人に係る児童相談に関する書類であると特定した。

(2) 非開示決定

本件処分④は、次に掲げる情報が記録されているため非開示とした。

ア 条例第 18 条第 4 号（公共安全等情報）に該当する、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当の理由がある情報

イ 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当する、児童相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

5 本件処分⑤について

(1) 対象となる保有個人情報

本件処分⑤は、児童相談業務を行っている子ども・女性・障害者相談センターの子ども相談第一課が担当課として、本件開示請求Bに対して行った保有個人情報部分開示決定であり、対象となる保有個人情報は、審査請求人の子に係る医学判定所見、心理判定結果、一時保護決定通知書、一時保護行動観察等であると特定した。

(2) 部分開示決定

本件処分⑤において、次に掲げる情報が記録された部分を非開示とした。

- ア 条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）に該当する、審査請求人の子以外の個人を特定させる情報が記録されている部分
- イ 条例第 18 条第 3 号（法人等情報）に該当する、開示することにより、法人等の正当な利益を害する情報が記録されている部分
- ウ 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当する、児童相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている部分
- エ 条例第 18 条第 7 号（評価等情報）に該当する、個人の評価等に関する情報が記録されている部分

6 本件処分⑥について

(1) 対象となる保有個人情報

本件処分⑥は、児童相談業務を行っている子ども・女性・障害者相談センターの子ども相談第一課が担当課として、本件開示請求Bに対して行った保有個人情報非開示決定であり、対象となる保有個人情報は、審査請求人の子に係る書類及び業務関連の地図等であると特定した。

(2) 非開示決定

本件処分⑥は、次に掲げる情報が記録されているため非開示とした。

- ア 条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）に該当する、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定において秘密保持義務が課せられている情報
- イ 条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）に該当する、審査請求人の子以外の個人を特定させる情報
- ウ 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当する、児童相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

7 その他

審査請求人が主張する、審査請求人の子を一時保護するに当たり、その理由がなかったため、虐待に当てはめたという事実は全くない。

また、審査請求人が主張する、実施機関の担当者から、審査請求人の子を一時保護するための理由をでっちあげた経緯が記載されている保有個人情報を開示請求するよう指導され、また、開示の際には非開示部分がないようにするとの約束もしていたという事実は存在しない。

第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分①の妥当性について

本件処分①の対象となる審査請求人の女性相談に関するケース記録等について、次に掲げる項目別に検討したところ、本件処分①は妥当であると判断する。

(1) 条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）の該当性

本件保有個人情報中には、児童虐待防止法において秘密保持義務が課せられている情報が記録されていることが認められる。

したがって、当該情報が記録されている部分は条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）に該当すると認められる。

(2) 条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）の該当性

本件保有個人情報中には、審査請求人以外の個人を特定させる情報が記録されていることが認められる。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人が知ることができるものではなく、条例第 18 条第 2 号ただし書にも該当しないものである。

したがって、審査請求人以外の個人を特定させる情報が記録されている部分は条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）に該当すると認められる。

(3) 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）の該当性

女性相談業務とは、女性が抱える様々な問題や悩みへの対応に関する業務、配偶者からの暴力相談に関する業務等を行うものである。当該業務は、その性質上、反復継続して行われ、機微な情報等を多く取り扱うこと、場合によっては、女性の生命や健康に関わるものであること等から、その業務内容については一定程度の秘匿性が要求されるものである。

本件保有個人情報中には、女性相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の記載が認められ、開示することによって生じる、支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する蓋然性がある。

したがって、当該情報が記録されている部分は条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当すると認められる。

なお、条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当する部分については、重疊的に同条第 5 号（審議検討等情報）を該当させているが、前述のとおり同条第 6 号（事務事業情報）に該当すると認められるため、同条第 5 号（審議検討等情報）の該当性については判断するまでもなく、非開示部分とすべきものである。

2 本件処分②の妥当性について

審査請求人の子の保有個人情報は存在しないとする本件処分②について、審査請求人の一度目の相談又は女性相談所への入所当時、審査請求人は妊娠中であり、審査請求人の子は生まれていないため子の記録は存在せず、二度目の相談又は入所時は、子を同伴しての入所であったが、女性相談所では子の行動等は「同伴児」として、母である審査請求人の記録票に記録しているとの実施機関の説明は是認できる。その上で本件開示請求

Bにおいて、「母のものと重複した分は除く。」と請求書に記載されているため、母である審査請求人に対し本件処分①で開示した情報を除くと、審査請求人の子の情報は存在しないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

このことから、本件処分②は妥当であると判断する。

3 本件処分③の妥当性について

本件処分③の対象となる審査請求人に係る児童記録及びその添付書類について、次に掲げる項目別に検討したところ、本件処分③について、別紙に掲げる部分は開示すべきであると判断する。

(1) 保有個人情報の主体

本件処分③は審査請求人の保有個人情報についての決定処分であるが、本件保有個人情報中には審査請求人の子の一時保護時の状況に関する情報が記録されている部分があることが認められる。当該部分は審査請求人の子の保有個人情報である。

しかし、一時保護の当時、審査請求人の子が幼児であったことから、審査請求人の子の状況については、逐一、実施機関が審査請求人へ連絡していたことを踏まえると、当該情報は、審査請求人の既知情報であり、副次的に審査請求人の情報でもあると解される。

また、児童記録は、時系列で連続性のある記録であるという性質から、審査請求人の記録と、審査請求人の子の記録を分けて考えると、その連続性が途切れ、内容が理解しづらいものとなる実務上の便宜を併せて勘案するに、本件処分③の対象となる審査請求人の保有個人情報に審査請求人の子の一時保護時の状況に関する情報が記録されている部分を含めたことは是認できる。

(2) 条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）の該当性

本件保有個人情報中には、児童虐待防止法第 7 条における通告者を特定させる情報が記録されていることが認められる。このことについて、通告をしたことが漏れることにより通告を躊躇するおそれがあることから、当該通告を受けた職員等は「当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」との秘密保持義務が、同条により課せられている。

また、当該秘密保持義務の範囲については、通告者の氏名や住所のみならず、通告のあった時間や場所など、通告をした者を特定し得る情報を広く含むものと解される。

したがって、児童虐待防止法第 7 条における通告者を特定させる情報が記録されている部分は条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）に該当すると認められる。

(3) 条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）の該当性

本件保有個人情報中には、審査請求人以外の個人を特定させる情報が記録されていることが認められる。当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人が知ることができるものではなく、条例第 18 条第 2 号ただし書にも該当しないものである。

したがって、審査請求人以外の個人を特定させる情報が記録されている部分は条例

第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）に該当すると認められる。

(4) 条例第 18 条第 4 号（公共安全等情報）の該当性

本件保有個人情報中には、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当の理由がある情報が記録されていることが認められる。

したがって、当該情報が記録されている部分は条例第 18 条第 4 号（公共安全等情報）に該当すると認められる。

(5) 条例第 18 条第 5 号（審議検討等情報）の該当性

本件保有個人情報中には、和歌山県社会福祉審議会及び判定会議等の審議、検討又は協議に関する情報が記録されていることが認められる。これらの審議等は、既に意思決定が行われているものであるが、審査請求人及び審査請求人の子への実施機関の支援は現在においても継続しているものであるため、今後の同種の審議等における意思決定に支障を及ぼすおそれがある情報である。

したがって、審議、検討又は協議に関する情報が記録されている部分は条例第 18 条第 5 号（審議検討等情報）に該当すると認められる。

(6) 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）の該当性

ア 児童相談業務

児童相談業務とは、児童及び家庭に係る相談、支援、調整に関する業務、児童に係る社会診断、施設入所に関する業務及び児童虐待通告に対する緊急対応に関する業務等を行うものである。当該業務は、その性質上、反復継続して行われ、機微な情報等を多く取り扱うこと、場合によっては、児童の生命や健康に関わるものであること等から、その業務内容については一定程度の秘匿性が要求されるものである。

本件保有個人情報中、児童相談業務に係る情報であって、条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当するため非開示情報としている部分のうち、一部については、当該業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の記載が認められ、開示することによって生じる、支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する蓋然性がある。

しかし、児童相談業務に係る情報であって、条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当するため非開示情報としている上記以外の部分について、実施機関は全体を非開示情報としている。しかし、当該部分のうち、主要な部分のみを非開示情報とすることにより、非開示情報に該当する部分を容易に区分することが可能である。加えて、主要な部分以外の部分については、本件保有個人情報における他の同様の部分では開示しているものである。

したがって、実施機関が条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当するため非開示情報としている部分のうち、主要な部分のみを非開示情報とすることにより、非開示情報に該当する部分を容易に区分することが、既開示部分と同様に可能な箇所について、別紙に掲げる主要な部分以外の部分は、条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当しないため、開示すべきである。

イ 不正行為等通報業務

不正行為通報業務とは、清潔で透明性のある県政を実現するため、不正行為や不適正で非効率的な行政が行われているとの通報を受け、その調査及び処理を行うものである。当該業務は、その性質上、通報に係る秘密保持が要請され、また、正確な事実の把握や公正な調査を徹底することが求められるものであること等から、その業務内容については特に秘匿性が要求されるものである。

本件保有個人情報中には、不正行為等通報業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の記載が認められ、開示することによって生じる、支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する蓋然性がある。

したがって、当該情報が記録されている部分は条例第18条第6号(事務事業情報)に該当すると認められる。

(7) 条例第18条第7号(評価等情報)の該当性

本件保有個人情報中には、児童心理司の所見、児童精神科医の所見等の個人の評価に関する情報が記録されていることが認められる。当該情報は、専門的な知見を有する者が行った評価としての情報であり、開示することにより、将来の同種の個人の評価を行う際に適正な評価ができない等の著しい支障が生じるおそれがある。

したがって、個人の評価等に関する情報が記録されている部分は条例第18条第7号(評価等情報)に該当すると認められる。

4 本件処分④の妥当性について

本件処分④の対象となる審査請求人に係る児童相談に関する書類について、次に掲げる項目別に検討したところ、本件処分④は妥当であると判断する。

(1) 条例第18条第4号(公共安全等情報)の該当性

本件保有個人情報は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当の理由がある情報であることが認められる。

したがって、当該情報が記録されている書類は条例第18条第4号(公共安全等情報)に該当すると認められる。

(2) 条例第18条第6号(事務事業情報)の該当性

児童相談業務とは、3の(6)のアで述べたとおりであり、本件保有個人情報は、児童相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることが認められ、開示することによって生じる、支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する蓋然性がある。

したがって、当該情報が記録されている書類は条例第18条第6号(事務事業情報)に該当すると認められる。

5 本件処分⑤の妥当性について

本件処分⑤の対象となる審査請求人の子に係る医学判定所見、心理判定結果、一時保護決定通知書、一時保護行動観察等について、次に掲げる項目別に検討したところ、本件処分⑤は妥当であると判断する。

(1) 条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）の該当性

本件保有個人情報中には、本件保有個人情報開示請求の主体である審査請求人の子以外の個人を特定させる情報が記録されていることが認められる。当該情報は、審査請求人の子以外の個人に関する情報であって、当時、幼児であった審査請求人の子が知ることができるものではなく、条例第 18 条第 2 号ただし書にも該当しないものである。

したがって、審査請求人の子以外の個人を特定させる情報が記録されている部分は条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）に該当すると認められる。

(2) 条例第 18 条第 3 号（法人等情報）の該当性

本件保有個人情報中には、開示することにより、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報が記録されていることが認められ、開示することによって生じる、当該法人等が受ける利益を害するおそれは、法的保護に値する蓋然性がある。

したがって、当該情報が記録されている部分は条例第 18 条第 3 号（法人等情報）に該当すると認められる。

(3) 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）の該当性

児童相談業務とは、3 の(6)のアで述べたとおりであり、本件保有個人情報中には、児童相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の記載が認められ、開示することによって生じる、支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する蓋然性がある。

したがって、当該情報が記録されている部分は条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当すると認められる。

(4) 条例第 18 条第 7 号（評価等情報）の該当性

本件保有個人情報中には、医学判定所見、心理判定結果等の個人の評価等に関する情報が記録されていることが認められる。当該情報は、専門的な知見を有する者が行った評価としての情報であり、開示することにより、将来の同種の個人の評価を行う際に適正な評価ができない等の著しい支障が生じるおそれがある。

したがって、個人の評価等に関する情報が記録されている部分は条例第 18 条第 7 号（評価等情報）に該当すると認められる。

6 本件処分⑥の妥当性について

本件処分⑥の対象となる審査請求人の子に係る書類及び業務関連の地図等について、次に掲げる項目別に検討したところ、本件処分⑥は妥当であると判断する。

(1) 条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）の該当性

本件保有個人情報は、児童福祉法の規定において秘密保持義務が課せられている情報であることが認められる。

したがって、当該情報が記録されている書類は条例第 18 条第 1 号（法令秘情報）に該当すると認められる。

(2) 条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）の該当性

本件保有個人情報、本件保有個人情報開示請求の主体である審査請求人の子以外の個人を特定させる情報であることが認められる。当該情報は、審査請求人の子以外の個人に関する情報であって、当時、幼児であった審査請求人の子が知ることができるものではなく、条例第 18 条第 2 号ただし書にも該当しないものである。

したがって、審査請求人の子以外の個人を特定させる情報が記録されている書類は条例第 18 条第 2 号（請求者以外の個人に関する情報）に該当すると認められる。

(3) 条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）の該当性

児童相談業務とは、3 の(6)のアで述べたとおりであり、本件保有個人情報は、児童相談業務を行うに際して、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることが認められ、開示することによって生じる、支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する蓋然性がある。

したがって、当該情報が記録されている書類は条例第 18 条第 6 号（事務事業情報）に該当すると認められる。

7 その他

審査請求人は、実施機関の担当者から、審査請求人の子を一時保護するための理由をでっちあげた経緯が記載されている保有個人情報を開示請求するよう指導され、また、開示の際には非開示部分がないようにするとの約束もしていたと主張しており、一方、実施機関は、そのような事実は存在しないと弁明しているが、このことについては、当審議会が関与する事柄ではない。

また、保有個人情報開示決定等においては、条例に規定された非開示情報を非開示部分とするものであるため、裁判を提起するため非開示部分の開示を求める旨の審査請求人の主張は採用できない。

なお、実施機関が行った審査請求人の子の一時保護自体の当否については、当審議会の審議する事柄ではない。

8 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

年月日	審査の経過
平成 30 年 1 月 25 日	○諮問書の受付
平成 30 年 4 月 12 日	○弁明書の受付
平成 30 年 5 月 21 日	○審議
平成 30 年 6 月 22 日	○審議

平成 30 年 8 月 10 日	○実施機関の意見陳述
平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの意見書の受付
平成 30 年 9 月 10 日	○審査請求人の意見陳述
平成 30 年 10 月 3 日	○審議
平成 30 年 11 月 19 日	○審議

別紙

頁	部分
20	14 行目、左から 1～7 文字及び 23～26 文字
35	1 段目の 1 行目、左から 1～5 文字及び 15～22 文字 1 段目の 2 行目、左から 3～8 文字
37	30 行目の全部 31 行目、左から 1～8 文字及び 11～20 文字
39	2 段目の 13 行目の全部
40	2 段目の 1 行目、左から 24～29 文字 2 段目の 2 行目の全部
95	1 段目の 8 行目の全部
99	1 行目、左から 31～34 文字 2 行目の全部
140	36 行目の全部